

証券税制 Q &

教えて!

小谷野先生



相続税編

Q 先日、父が亡くなり、私も数年前に世界しております。私と弟の2人で父の財産を相続することになりました。相続財産の内訳は、次の通りです。

○預金2億円、上場株式4億円、不動産4億円、絵画2億円(すべて相続税評価額) 現状の案では、次のように相続する予定しております。私も弟も、不動産と絵画は手元に残しておきたい気持ちがあるため、預金のみでは不足する納税資金を、相続した上場株式の売却により捻出しようと考えております。しかしながら、この数カ月ほどで株価が急落(おおむね半額になってしまった)ため、今市場で売却すると納税後、金融資産がなくなってしまう見込みですが、長期的には回復する見込みですが、

納付期限までには回復しないものと思われま。何かいい方法はないでしょうか。

※本設問では、簡便的に2人の相続税額をそれぞれ2億円とします。

	相続資産		納税後	
	私	弟	私	弟
預金	1億円	1億円	-	-
上場株式	2億円 (時価1億円)	2億円 (時価1億円)	-	-
不動産	2億円	2億円	2億円	2億円
絵画	1億円	1億円	1億円	1億円
計	6億円 (時価5億円)	6億円 (時価5億円)	3億円	3億円

A 相続税の納税は、原則として金銭納付によるものとされており、納付が困難な金額を限度として、物納が認められています(相法41条①)。そして、物納における収納価額は、相続税評価額とされます(相法43条①)。

難な理由がある場合には、納税義務者の申請により、納付が困難な金額を限度として、物納が認められています(相法41条①)。そして、物納における収納価額は、相続税評価額とされます(相法43条①)。

ただ、注意しなければならぬのは、この物納に充てることができる財産には優先順位があり、順位の高いものからしか物納することができなるといわれています。財産の

種類ごとの優先順位は、上表の上表のようになります。なお、将来上場株式の株価が上昇する見込みとはいえず、相続時の相続財産の時価の差が気になるようであれば、代償分割を活用することも考えられます。

「まとめ」相続財産の中に上場株式がある場合、相続税評価額と現在の株価を比較し、株価が下落している場合には物納による納税が有利です。ただし、意図した通りに物納できるよう、物納可能な財産の優先順位を考慮して遺産分割を行う必要があります。

	相続資産		納税後	
	私	弟	私	弟
預金	2億円	-	-	-
上場株式	-	4億円 (時価2億円)	-	2億円 (時価1億円)
不動産	4億円	-	4億円	-
絵画	-	2億円	-	2億円
計	6億円	6億円 (時価4億円)	4億円	4億円 (時価3億円)

	物納可能な財産の種類
第1順位	国債、不動産、船舶
第2順位	社債、株式
第3順位	動産

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>